

**無視と無回答に満ちた
SAICM 国内実施計画（案）に係るパブリック・コメントへの対応は
日本の行政府の民主主義を冒瀆する行為である**

星 川 欣 孝

8月29日に開催された「化学物質と環境に関する政策対話」において配布された資料：「SAICM 国内実施計画（案）」に対してパブリック・コメントとして寄せられた意見及び対応策（資料 2-2-4）」を精査して、日本の行政府の現状を垣間見て驚きを禁じ得ない。

それによると、8月10日に提出したパブリックコメントに対する意見のうち、回答（案）に収載されず「無視」された部分が約60%に及び、これに収載はなされたものの回答されない「無回答」の部分の約25%を加えると85%に達する。これではパブリック・コメントの応募意見に誠意をもって対応したとはとても言えない。さらに、回答はなされたもののその回答が見当違いである部分の約9%を加えると、実に提出意見の約94%が不当に処理されていた。

このようなことは行政手続法が定める「行政運営に関する公正の確保と透明性の向上」という意見公募（パブリック・コメント）手続きの目的を著しく蔑にする行為であると言わざるを得ない。加えて「提出された意見を十分に考慮すること」という行政手続法第42条の規定にも悖る行為である。さらに、国際的な約束に対する回答文章がそのような回答（案）を用いて論議され決定されたことは、その論議の場である「化学物質と環境に関する政策対話」の適格性が疑われることと合わせて、甚だしく妥当性を欠く行為と言わざるを得ない。

しかも、それらの弊害はそれに止まらない。そのような行為は結果的に、社会の化学物質管理能力の改善を目指した SAICM に基づく国際協調活動の意義を軽んずるだけでなく、2009年5月の化審法改正時に国会が附帯決議した総合的・統一的な法制度や行政組織のあり方などの検討の緊急性を蔑にするものであり、引いては安全で安心な社会の実現および日本の産業の国際競争力の維持向上にも支障を齎すものである。

そのような状況のため、回答（案）において全く回答になっていない以下3点について関係省庁や「化学物質と環境に関する政策対話」の委員など関係する方々に回答の提示を要請しているが、日本の意見公募制度や化学物質管理制度をより良いものとしてゆくために、皆様方のご意見が「論議の輪」に寄せられることを期待してここに投稿する。

1. 回答（案）における「無視」または「無回答」に対する回答
2. 別紙に記述する再反論に対する SAICM 関係省庁連絡会議の回答
3. 提出意見 No. 15 を回答（案）に収載し回答すること

別紙：提出意見に対して提示された回答（案）に対する再反論

(別紙)

提出意見に対して提示された回答(案)に対する再反論

星 川 欣 孝

1. 回答(案)に対する検証の総括

提出意見に対する回答(案)の記述は全く評価に耐えられるものでない。

第一に、提出した意見が回答(案)へ掲載されない「無視」の部分が約60%で、掲載はされても「無回答」の部分が約25%で、それに回答されても見当違いの内容の回答が付された部分の約9%を加えると、実に提出意見の94%が不当に処理されている。このことは、行政手続法が定める「行政運営における公正の確保と透明性の向上」という意見公募(パブリック・コメント)手続きの目的を蔑にする行為であり、作為的な行政の誹りを免れることはできない。

とりわけ意見提出者にとって極めて重要な意見(No.2, 3, 4 および全体無視の1件)に関して「無視」の行数が圧倒的に多い回答(案)をそのまま「化学物質と環境に関する政策対話」に提示したことは、「提出された意見を十分に考慮すべき」という行政手続法第42条の規定にも悖る処置である。

第二に、提出意見に対する回答の内容をみると、回答はなされていてもその約6割が見当違いの内容である。意見公募者が「原案のとおりとします」と判定する場合の理由付けとして回答を記載しているが、次項に述べるとおり、そのすべてにおいて、十分な理由付けとはなっていないのみならず、誠意ある回答とは言い難い。

そして第三は、その他の4割の回答の内容についても、そのうち適切と判断しうる回答(案)は意見No.24の1件のみであった。ただしそれさえも、その内容は、労働安全衛生法の新規化学物質審査制や消防法の事前許可制の記載漏れの修正と消費者安全分野における事前審査制度の必要性の指摘に対する留意の表明に過ぎず、不十分な回答内容と言わざるを得ない。

2. 見当違いの理由付けの実態

「原案のとおりとします」と判定される場合の理由付けは、下表に列記する7つの事項に関する文章を単に繰り返し記述するだけで、しかも、それらの事項は意見提出者が提出意見において予めその不当性、認識の誤りや不足を指摘した範囲内のことに過ぎない。すなわち、実質的に何ら回答になっていない。

添付：SAICM 国内実施計画(案)に対する意見公募提出意見と提示された回答(案)

表 7つの回答事項とそれに関する再反論

| No. | 7つの回答事項 | 再反論 |
|-----|--|---|
| 1 | <p>「本計画の策定手続きについては、包括的方針戦略(OPS)第22パラグラフにおいて、「SAICM国内実施計画は、関連した関係者の参加により、適切な場合には、既存の法令、ナショナル・プロファイル、行動計画、関係者のイニシアティブと格差、優先順位、必要性和状況を考慮し策定することができる。」とされている。」 (回答案意見 No.2, 8, 12)</p> | <p>1) 「SAICM に沿って」 SAICM 国内実施計画を策定する場合に最も肝心なことが SAICM の3つの基本文書、なかでも OPS 第22項への準拠であることは指摘するまでもないこと(回答案意見 No.8)。 2) そしてその OPS は、SAICM 国内実施計画を策定する目的について、5つの視点、つまり、①リスク削減、②知識・情報、③統治、④管理能力強化および⑤不法な国際取引の視点から各国の化学物質管理の制度・仕組みや取組みに認められるギャップ、重複、非効率などを体系的かつ費用対効果的に優れた方策で改善することを第一の目的にしている(回答案意見 No.2)。 3) ところが SAICM 関係省庁連絡会議は、SAICM が目指す上記の第一の目的に見向きもせず、関係省庁の連携に資する文書として SAICM 国内実施計画(案)を作成するという重大な過ちに陥っている(回答案意見 No.11)。</p> |
| 2 | <p>「平成18年に閣議決定された第三次環境基本計画第二部第1章第5節3(4)において「SAICM に沿って、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組みます」と記載している。」 「本計画の位置付けについては、平成24年4月に閣議決定された第四次環境基本計画において、関係府省が連携し、国民、事業者、学識経験者等の様々な主体の意見を反映しつつ国内実施計画を策定としている。」 (回答案意見 No.2, 6, 22)</p> | <p>1) 化学物質管理の主たる分野は、火災爆発防止を含めて、労働安全衛生や消費者安全であり、環境保全の分野ではない(回答案意見 No.6)。 2) しかるに、化学物質管理が僅かな比重でしかない環境基本計画の分野だけに限定して閣議決定した政府の判断は、SAICM の理念やそれに関連する国際協調活動が目指す方向性に基本的に反している(回答案意見 No.6)。 3) 今回の SAICM 国内実施計画は、環境保全に係る環境基本計画だけでなく、労働安全衛生に係る労働災害防止計画、製品安全に係る消費者基本計画といった既存の行動計画における化学物質管理に係る取組み、さらにはそのような行動計画に含まれないその他の分野における化学物質管理に係る取組みをも包括する新たな国内実施計画と位置づけて策定すべきである(回答案意見 No.6)。</p> |
| 3 | <p>「本計画の策定に当たっては、市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体が参加する意見交換等の場である「化学物質と環境に関する政策対話」の議論を経て策定することとしている。」 (回答案意見 No.2, 4, 7, 8, 14)</p> | <p>1) 2012年3月に設置された「化学物質と環境に関する政策対話」の設置要綱には、この会議体を「・・様々な主体により化学物質と環境に関して意見交換を行い、合意形成を目指す場として設置する」とあるが、審議会のように法的な位置付けが明示されることもなく、「化学物質管理の全般に係る SAICM 国内実施計画(案)をその会議体の議論を経て策定する」という規定も見当たらない。そのよう</p> |

| | | |
|---|--|--|
| | | <p>な権限の根拠が曖昧な会議体が、環境問題だけでなく、化学物質管理の全般に係る SAICM 国内実施計画（案）の策定に關与する合法性や妥当性に大きな疑問がある。</p> <p>2) 会合の議題は「政策対話」が決定するとあるが、文書の作成など会合の準備・運営を事務局の環境省環境安全課が全面的に担っており、そのような行政丸抱えの組織体が国民の立場で国民のための論議を行いうるかは、行政府が恣意的に選任した委員の下では極めて疑問である（回答案意見 No.2）。</p> |
| 4 | <p>「化学物質に関する総合的、統一的な法制度等のあり方の検討については、関係省庁が連携を図りながら化学物質関係法令を着実に施行するとともに、更にどのような課題があるのか諸外国の動向を踏まえつつ、様々な関係者と議論を行っていくことが重要と考えている。」</p> <p>(回答案意見 No.3, 4, 6, 24)</p> | <p>1) SAICM 関係省庁連絡会議が日本の SAICM 国内実施計画の案を検討する際に忘れてならない政府の重要な課題として、2009 年 5 月に国会が化審法の改正に当たって附帯決議として提示した総合的な管理に係る事項がある。それへの対応を SAICM 国内実施計画（案）の優先的な取組課題として記載する必要がある（回答案意見 No.3）。</p> <p>2) 国会が政府に対して提示した総合的な管理に係る主な事項は 1)総合的、統一的な法制度および行政組織のあり方の検討および 2)国際合意を遵守する国の責任と具体的スケジュールの明確化などであるが、既に3年以上が経過したにも拘わらず、未だに具体的な検討に着手していないのは怠慢の誹りを免れない。</p> <p>3) SAICM 国内実施計画（案）にはこの件に関連して「・・また、関係府省の連携・協力と情報共有を一層強化・推進し、包括的な化学物質対策の確立と推進を図ることで、国民の安全を確保し、国民が安心して生活できる社会の実現を目指す」という記述がある。しかしそれを裏付ける透明性が確保された実体的な仕組みは、未だに構築されていない。</p> <p>4) しかし、化学物質のリスク管理のように国民の安全を確保し国民が安心して生活できる社会の実現を目指すための社会システムおよびその運用体制は、法律で明確に規定するのが鉄則であり、ましてや化学物質管理のように、活発に国際交易される物品に係る安全管理制度は諸外国に対して非関税障壁にならないよう配慮し、国際的に整合した法律制度を整備して透明性を確保する必要がある（回答案意見 No.3 および回答案に未収載の提出意見 No.15）。</p> |
| 5 | 「化学物質審査規制法及び化学物質排出把握管理促 | 1) 「化学物質の包括的な管理」という用語は、SAICM の対象範囲のうち第四次環 |

| | | |
|---|--|--|
| | <p>進法は、化学物質を幅広く取り扱う主な法律として記載している。」</p> <p>「平成21年には化学物質審査規制法を改正し、包括的な化学物質管理制度の構築を目指し、既存化学物質を含めた全ての一般用途（工業用途）の化学物質を届出の対象としている。」</p> <p>(回答案意見 No.21)</p> | <p>境基本計画では扱われていない労働安全衛生、消費者安全、火災爆発防止などの範囲をも含めて管理の対象とする法制を意味するのが国際的な慣例である。その例は欧州連合の REACH 規則や米国の TSCA などに見ることができる。</p> <p>2) したがって一般環境経由の影響だけを対象とする化学物質審査規制法や PRTR など特定の制度を対象とする化学物質(排出把握)管理促進法が、幅広い化学物質を対象にすることを理由に包括的な法規に分類するという見方は基本的に誤りである (回答案意見 No.21)。</p> <p>3) それゆえ、2009 年に化学物質審査規制法を包括的な法規に抜本改正することなく、部分修正して既存化学物質の届出制を導入したことが包括的な化学物質管理制度の構築を目指したものであるという説明も基本的に誤りである。</p> <p>4) なお、既存化学物質の届出制の導入については、OECD 加盟国である日本は 1987 年の既存化学物質の体系的調査（* 初期リスク評価とリスク管理）に関する理事会決定に呼応してその時点で実施すべきであった事柄を、怠慢にも 20 年以上も遅れて実施に移すために行ったごく限定的な処置に過ぎない。</p> |
| 6 | <p>「「化学物質と環境に関する政策対話」については、会議、資料、議事録又は議事要旨を原則公開しており、これまでの議論の内容については、環境省ホームページで公開している。」</p> <p>(回答案意見 No.4, 7, 9)</p> | <p>1) 3月27日に開催された「化学物質と環境に関する政策対話」第1回会合の資料は、コメント公募に不応ずるために環境省ホームページで検索したが、議事録はその時点では掲載されていなかった。</p> <p>2) 公募開始時点におけるこの会議体の情報公開の不足は他の意見提出者も指摘している (回答案意見 No.13)。</p> <p>3) さらに、6月13日開催の「化学物質と環境に関する政策対話」準備会については、この会議体がどんな位置付けのものか不明であり、かつ、議事録も未だに公開されていない。</p> |
| 7 | <p>「ナショナル・プロファイルと「化学物質と環境に関する政策対話」については、今回の意見募集の対象となるものではない。」</p> <p>「付属資料は意見募集の対象ではない」</p> <p>(回答案意見 No.2, 16)</p> | <p>4) とりわけナショナル・プロファイルは、SAICM 国内実施計画 (案) を策定する前提であり、両者は密接不可分の関係にある。そのことを踏まえれば、ナショナル・プロファイルを論議の対象外とすること自体が誤りである。</p> <p>5) むしろ逆に、ナショナル・プロファイルの問題点をパブコメ公募対象文書に明示的に記述して意見募集の対象にすることが必要である (回答案意見 No.2)。</p> |

SAICM 国内実施計画 (案) に対する意見公募提出意見と提示された回答 (案) の比較

星川欣孝

8月10日に提出した意見に対して提示された回答(案)の記述状況は以下のとおりである。提出意見のそれぞれの色分けは回答(案)への掲載と回答の有無の状況を表しており、①赤字部分は回答(案)への掲載そのものがなく提出した意見が「無視」された部分、②<紫色部分>は回答(案)に掲載されてはいるものの、それに対する回答が記述されていない「無回答」の部分、そして<黒字部分>は回答(案)に掲載され、何らかの回答がなされた部分を示している。

それぞれの提出意見の全体に占める割合は、回答(案)に掲載されなかった「無視」が約60%、掲載はされても「無回答」が約25%で、それだけで85%にも達する。さらに、それに回答が記述されている黒字部分のうち回答が見当違いの9%を加えると、約94%もの提出意見が不適切かつ不誠実に処理されたことを裏付けている。

なお、意見 No.は回答(案)における番号を記入している。

| No | 該当箇所 | 提出意見 | 回答(案) |
|----|---|---|---|
| 2 | 全体および SAICM 国内実施計画、SAICM 関係省庁連絡会議、「化学物質と環境に関する政策対話」について | <p>1) <SAICM 国内実施計画 (案) (以下、コメント公募対象文書という) は策定の手続きに関しても、実施計画としての内容に関しても、さらには文書策定の目的に関しても、SAICM という国際協調活動のための日本の実施計画に値しない文書です>。このような文書を国際機関に提出して国内外に公開することは、関係者の無理解さ・不誠実さを自ら露呈する愚かな行為であり、国際的に失笑を買うものです。それゆえ、<策定手続きの構築から根本的に改めてやり直す必要があります>。</p> <p>2) SAICM に沿った SAICM 国内実施計画で取り上げるべき化学物質管理制度に係る改善課題は、SAICM を構成する3つの基本文書 (ドバイ宣言、総合戦略 (OPS; Overarching Policy Strategy) および世界行動計画 (GPA; Global Plan of Action)) を参考に設定する必要があります。言い換えると、それらの基本文書は日本政府も合意した国際協調活動のための各国共有文書であり、日本の SAICM 国内実施計画の内容もそれらの文書ならびに UNITAR が化学物質適正管理国際組織間計画 (IOMC;</p> | <p>原案のとおりとします (理由) (無視)</p> <p>本計画の策定手続きについては、包括の方針戦略第22パラグラフにおいて、「SAICM国内実施計画は、関連した関係者の参加により、適切な場合には、既存の法令、ナショナル・プロフィールと格差、優先順位、必要性と状況を考慮し策定することができる。」とされています。</p> <p>このため、本計画の策定に当たっては、市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体が参加する意</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>Inter-Organisation Programme for the Sound Management of Chemicals) と連携して策定した各種の手引きに留意し全ての関係者を交えて検討し設定する必要があります。そのような SAICM に沿った立場で SAICM 国内実施計画を策定する場合に最も重要なことは、SAICM 国内実施計画を何のために策定するかという SAICM 国内実施計画策定の目的です。これに関して SAICM 基本文書の OPS は、5つの視点、つまり、①リスク削減、②知識・情報、③統治、④管理能力強化および⑤不法な国際取引の視点から化学物質管理の制度・仕組みや取組みに認められるギャップ、重複、非効率などを体系的かつ費用対効果的に優れた方策で改善することを第一の目的にしています (UNITAR, 1996, 2007)。</p> <p>ところが、<コメント公募対象文書の第2章第2項では、OPS の5つの視点と異なる>、(1)リスクの評価、(2)リスクの管理、(3)安全・安心の一層の確保および(4)国際的な課題への対応という独特な観点をを用いて記述しています。そして<結果的には、第3章第2項のように、環境保全という一つの分野で用いた観点を他の分野の様々な取組みに適用してそれらを単に分類しただけに留まり>、SAICM 国内実施計画の目的である化学物質管理に係る様々な分野の制度・仕組みや取組みを体系的かつ包括的に見直して社会の管理能力の強化に資する実施計画を新たに構築することになっていません。言い換えると、コメント公募対象文書は、化学物質管理に係る現行の制度・仕組みや取組みに認められるギャップ、重複、非効率などの改善に体系的に取り組むという国際協調活動に叶う SAICM 国内実施計画とは全く異なるものに変質しています。</p> <p>3) 日本の SAICM 国内実施計画は、SAICM 関係省庁連絡会議が策定することで取り進められています。しかしこれに関していくつかの疑念があります。①まず最大の疑念は、この関係省庁連絡会議は関係省庁の申合せで設置されただけで、国際合意を実行するための行政組織として閣議を経て設置されたものではありません。そしてそのような関係省庁連絡会議が2006年4月の第1回会合において国内実施計画を策定する方針を決議しました。しかし、そのような手続きで設置された、いわば任意の行政組織が策定する SAICM 国内実施計画は、どんな手続きを経て日本の公式な実</p> | <p>見交換等の場である「化学物質と環境に関する政策対話」の議論を経て策定することとし、また、国内における関連計画として、第四次環境基本計画、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画」及び「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」を考慮しています。</p> <p>また、本計画の位置付けについては、平成24年4月に閣議決定された第四次環境基本計画において、関係府省が連携し、国民、事業者、学識経験者等の様々な主体の意見を反映しつつ国内実施計画を策定するとしており、この旨本計画にも明記しています。</p> <p>(無視)</p> <p>さらに、SAICM国内実施計画の内容については、SAICMの趣旨を踏まえ、各国が判断するものと考えます。このため、本計画の内容については、我が国の化学物質対策の状況を反映したものとし、SAICMの世界行動計画の項目のうち我が国にとって重要と考えられる項目について絞り込みを行い、絞り込まれた項目を大括り化して今後の取組を記載しています。世界行動計画に対応する我が国の取組状況については、整理を行い、意見募集の際に参考資料としてお示ししていま</p> |
|--|--|--|

| | | | |
|--|--|--|-----------------------------|
| | | <p> 施計画に認定されるのかは明らかにしていません。コメント公募対象文書の第4章には関係省庁連絡会議が実施状況について点検し結果を公表することは記述しています。しかしそれ以上に重要なことは、＜SAICM 国内実施計画の国の政策としての位置付けについて＞明確に記述することです。それに対する記述がコメント公募対象文書の本文にないため、例えば、そのような国内実施計画は政策評価法の事前評価の対象になりうる国の計画であるかどうかを検証することができません（星川他, 2008b）。＜この点に関する記述を本文に加える必要があります＞。②もう一つの大きな疑念は、＜SAICM 関係省庁連絡会議が第1回会合で採択したSAICM 国内実施計画の策定方針とコメント公募対象文書の第3章第2項に記載される「具体的な取組事項」の齟齬です＞。すなわち、第1回会合において採択されたSAICM 国内実施計画は、その各論を「世界行動計画に掲げられた273の行動項目のうち、我が国として取り上げるべき項目を選定するとともに項目の再整理を行い、具体的な取組の概要を取りまとめる。」と規定しました。ところがコメント公募対象文書の第3章第2項は、関係省庁その他が現に取り組んでいる関係のありそうな取組みを独特の観点で整理しているだけで、GPAの273項目のうち、社会の管理能力を強化するために日本として取り組むべき課題を選定して再整理を行い、具体的な取組みの概要を取りまとめる作業を全く行っていません。言い換えると、SAICM 関係省庁連絡会議は6年前に国民に表明した、SAICM の基本文書に則した国内実施計画を策定する方針を一方向的に破棄し、国際合意に基づかず、日本のSAICM 国内実施計画の名にも値しない文書を目指しています。この点についてもコメント公募対象文書の本文に記述がありません。それゆえ上記と同様に、＜本文に記述を加え、改めてパブリック・コメント手続きの対象にする必要があります＞。 </p> <p> 4) 「SAICM に沿って国際的な観点に立った化学物質管理に取り組む」ためのSAICM 国内実施計画の策定は、SAICM に沿った手続きを踏んだロードマップを作成して取り組む必要があります。その際に各国政府が参考にすべき手引書は国連研修調査研究所（UNITAR; United Nations Institute for Training and Research）が数多く策定しています </p> | す。 (無視) (無回答) (無視) |
|--|--|--|-----------------------------|

| | | |
|--|---|---|
| | <p>(UNITAR, 1996, 2007)。それらによると、SAICM 国内実施計画の策定で最も重要な最初の作業は、国内実施計画で取り上げる改善課題を設定し、それらの優先順位付けを行うナショナル・プロファイルを策定することです。しかし、今回のコメント公募対象文書では日本のナショナル・プロファイルに関する記述は付属資料3の頭書き(30頁上2行目)のみで、本文にはナショナル・プロファイルの策定に関する記述がありません。<コメント公募対象文書に日本のナショナル・プロファイルに関する記述を加える必要があります。なお、付属資料3の頭書きに注記される「化学物質管理に関するナショナル・プロファイル」という政府文書(IFCS各省庁連絡会議, 2003)は>、2003年にIFCS各省庁連絡会議が国民に非公開で策定し、パブリック・コメントの手続きを経ずに国際機関に提出した暫定的な文書にすぎず、しかもその内容は<UNITARの手引きを参考にして策定したと明記しながら、手引きが規定する策定の手続きを踏んでおらず>、化学物質管理の現状に関する記述は部分的で、しかも現状の分析や改善課題の設定という肝心な作業を全く行っていない極めて<不完全>かつ不誠実なものでした(星川他, 2005a, 2005b, 2006a)。<したがって>今回、SAICM関係省庁連絡会議が<国内実施計画の策定に当たって>最初に行うべき作業は、2003年10月に国際機関に提出した未完成の<ナショナル・プロファイルについて化学物質管理に係る現状記述の欠落部分を補充し、それらに基づき現状の分析や改善課題の設定という>国内実施計画の策定に必須なく作業を行って>日本のナショナル・プロファイルを完結することです。この点に関してSAICM関係省庁連絡会議の認識・判断は根本的に誤っています。</p> <p>5) <コメント公募対象文書のために最近設置された「化学物質と環境に関する政策対話」>の趣旨、構成メンバー、事務局などにも中立性や公平性の観点からいくつかの疑念があります。この組織体は、市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体が参加する意見交換等の場として設置されましたが、その設置要綱には、「・・・化学物質に関する国民の安全・安心の確保に向けた政策提言を目指す。」とあります。しかし、①関係行政以外の構成メンバーは公募によって選任された人々でなく、化学</p> | <p>ナショナル・プロファイルと「化学物質と環境に関する政策対話」については、今回の意見募集の対象となるものではありませんが、意見として承ります。</p> <p>(無視)</p> <p>(無回答)</p> <p>なお、「化学物質と環境に関する政策対話」については、その趣旨を踏まえて環境省として市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体から適切な人選を行ったと考えております。</p> <p>(無視)</p> |
|--|---|---|

| | | | |
|---|--------------------------------|---|---------------------------------|
| | | <p>物質の適正管理についてどのような理念や主張を持っているのか明らかにされていません。そのため「主体」というに値する人物であるのか、国民の立場から議論を行いうるのかを判断しうる情報を国民に知らせる必要があります。また②関係省庁の課長クラスをメンバーに加えて政策提言を目指すとありますが、誰の立場で誰のための提言を目指しているのかを明らかにしていません。③そして会合の議題は「政策対話」が決定することになっていますが、文書の作成など会合の準備は事務局の環境省環境安全課が担っており、しかも環境省は政策形成事業として予算措置まで講じています。このような行政丸抱えの組織体が国民の立場で国民のための政策提言を行いうるかは、これまでの法律に基づく審議会等の事例をみる限り極めて疑問であります（星川他, 2008a）。＜少なくとも、構成メンバーの人選、事務局の独立性を含めて中立性や公平性を担保しうる方策を講じ、SAICMの基本文書に規定されるような国民との対話の場を再構築する必要があります＞。</p> | <p>(無視)</p> |
| 3 | 日本のSAICM国内実施計画における中核的な取組課題について | <p>＜SAICMに沿って日本のSAICM国内実施計画を策定する場合に最も重要なことは、化学物質管理に係る現行の制度・仕組みや取組みに認められるギャップ、重複、非効率などを抜本的に解消する費用対効果の優れた方策を取組課題の中核に位置付けることです＞。コメント公募対象文書の本文にはこのような観点からの記述はありません。しかし化学物質管理の日本の実態は、法制面でみても労働安全衛生や消費者安全といった管理の実態面でみても、欧米先進国に限らず、アジア諸国にも立遅れて国民が不利な状況に立ち至っています。それゆえ例えば、SAICM基本文書のOPS第22項の視点から新たな行動計画の取組課題を列挙すれば、数多くの課題が見出されるに違いありません（星川他, 2005a）。そのような取組課題の一つの候補は、化学生物総合管理学会の春季討論集会参加者有志が同学会ホームページの「論議の輪」欄に投稿し意見交換を呼びかけている「アジア諸国に立遅れる日本に必要な化学物質総合管理法制の整備」と題する緊急提言です（春季討論集会参加者有志, 2012; http://www.cbims.net/ronginowa.html）。この緊急提言は、日本の立遅れた状況を抜本的に改善する最善の方策は化</p> | <p>原案のとおりとします。</p> <p>(無回答)</p> |

| | | | |
|--|--|--|--------------------------|
| | | <p>化学物質総合管理法制を整備することであるという共通認識に基づいて「化学物質の総合管理に関する法律」の要綱案を具体的に提示しています。春季討論集会参加者有志の緊急提言の趣旨は以下のとおりですが、その要綱案の重点は、乱立する現行の規制法群の下で分散している行政府の化学物質管理に関する制度・仕組みや取組みを整理・統合することによる費用対効果の優れた包括的な化学物質総合管理法制を実現することです。＜そのような法律およびそれを運用する行政体制の整備こそ、WSSD2020年目標の実現に不可欠な日本の化学物質管理の基本的社会システムであります＞。</p> <p>「・・・このような国際的な競争力や市民の健康に悪影響を及ぼしかねない窮状を打開するため、化学生物総合管理学会では2012年3月7日に開催した春季討論集会において、1)化学物質管理の法体系と国際競争力および2)化学品法規制と情報のあり方に係る問題点と解決策について討論を行った。その中で、例えば、①化学品の輸出入業務における現行の省庁縦割り規制法に基づく不適切かつ不合理な扱い、②化学物質届出情報の相互受入れ制度を活用できない事業者の不利な現況、③家庭用殺虫剤に係る法律の不備によるリスク管理および競争上の不条理、さらには④諸外国では法律に基づき管理されている個別製品に係る問題の顕在化などの事例が問題提起された。</p> <p>これらが明らかにすることは、世界の潮流である化学物質総合管理を無視して旧来の縦割り規制法に固執するあまり袋小路に入り込んでしまった日本の現状である。そしてこのような無残な実状を改善する方策は、国際協調を重視して化学物質のリスク評価やリスク管理を包括的に扱う化学物質総合管理法制を早急に整備するとともに、それを一元的に執行する中核的な行政機関と評価機関を設置すること以外にはないことも明白になった。</p> <p>最近、厚生労働省、経済産業省および環境省は「今後の化学物質管理政策に関する合同検討会」を設置し、労働者保護、消費者保護、</p> | <p>(無回答)</p> <p>(無視)</p> |
|--|--|--|--------------------------|

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | <p>環境保護の総合的な視点に立って体系的に危険有害性情報の収集・評価等を進める方策について論議に着手した。このような合同検討会の設置は歓迎されるものの、SAICMに基づく国際協調活動の進展に鑑みれば事は急を要する。それゆえ、3省が検討会を設置したことを契機に論議の活性化に資するため、春季討論集会の意見交換を踏まえて化学物質総合管理法の法律要綱（試案）を策定し化学生物総合管理学会ホームページの「論議の輪」欄に投稿して公表することとした。」</p> <p>なお、SAICM 関係省庁連絡会議が SAICM に沿った日本の SAICM 実施計画の案を検討する際に忘れてならない政府の重要な課題として、＜国会が化学物質審査規制法の改正に当たって附帯決議として提示した総合的な管理に係る事項＞への対応があります。SAICM 関係省庁連絡会議の立場からみれば、附帯決議の中には同連絡会議が主体的に対応すべき決議事項があるにも関わらず（星川他, 2009a, 2009b）、それに関する記述がコメント公募対象文書の本文にありません。国会が化学物質審査規制法の改正に当たって政府に対して附帯決議として提示した総合的な管理に係る主な事項は 1)総合的、統一的な法制度および行政組織のあり方の検討および 2)国際合意を遵守する国の責任と具体的スケジュールの明確化などがあります（星川他, 2009b）。言い換えると、これらの国会附帯決議＜に対する政府の対応方針およびそれに基づく具体的な取組課題をコメント公募対象文書に明記する必要があります＞。</p> <p>この件に関連する SAICM 関係省庁連絡会議の姿勢に対する懸念は、「日本が立憲民主政の法治国家である」ことをどのように認識しているかという疑問です。コメント公募対象文書の 20 頁下 3 行目に「・・・また、関係府省の連携・協力と情報共有を一層強化・推進し、包括的な化学物質対策の確立と推進を図ることで、国民の安全を確保し、国民が安心して生活できる社会の実現を目指す。」という記述があります。これに対する意見提出者の考え方は、意見 15.で述べたように、「化学物質のリスク管理のように、国民の安全を確保し国民が安心して生活できる社会の実現を目指すた</p> | <p>(無視)</p> <p>(理由)</p> <p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）の一部を改正する法律案に対する附帯決議に関して、御指摘の国の責任と具体的な作業スケジュールについては、第3章2.(1)21ページ第3段落に2020年までに優先評価化学物質を特定するためのリスク評価を行い、著しいリスクがあると判明した物質については、必要な規制措置を講じると記載しています。</p> <p>(無回答)</p> <p>また、化学物質に関する総合的、統一的な法制度等のあり方の検討については、関係省庁が連携を図りながら化学物質関係法令を着実に施行するとともに、更にどのような課題があるのか諸外国の動向を踏まえつつ、様々な関係者と議論を行っていくことが重要と考えています。</p> <p>(無視)</p> |
|--|--|--|---|

| | | | |
|---|---|--|---|
| | | <p>めの社会システムおよびその運用体制は、法律で明確に規定するのが鉄則」であり、ましてや化学物質のように、活発に国際交易される物品に係る安全管理制度は諸外国に対して非関税障壁にならないよう配慮し、国際的に整合した法律制度を整備して透明性を確保する必要があります (OECD, 1974)。加えて、そのような SAICM 関係省庁連絡会議の姿勢は、OECD の基本的立場に反するだけでなく、日本の行政指導に対する世界の批判に応えた過去の是正措置にも反しています。</p> | <p>(無視)</p> |
| 4 | <p>SAICM 関係省庁連絡会議や「化学物質と環境に関する政策対話」などにおける情報共有の重要性について</p> | <p>SAICM 国内実施計画を策定するに当たっては、目指すべき化学物質管理制度に関して関係者間で認識を共有することが重要です。しかしコメント公募対象文書の本文には、策定の過程でどのような方法でどの程度の認識共有化が行われたかは明確には記述されていません。日本を取り巻く各国の化学物質管理制度の現況がどのような方向になっているか、<SAICM に関する国際機関の活動>はどのような方向を指向しているか、<それらに対して日本はどのように行動するべきかについて様々な関係者が参集して意見交換を行い、それによって関係者間に対策の検討に必要な共通認識を形成し、そのうえで実施計画案に組入れるべき取組課題とそれらの優先順位を確定するという手続きが SAICM に沿った SAICM 国内実施計画の策定に不可欠です>。</p> <p>意見 15.の観点から目指すべき化学物質管理制度の候補を考えれば、その第一は社会で取り扱われる化学物質のリスクを包括的かつ体系的に管理する化学物質総合管理です。その概念および関連実務は、日本も加盟している経済協力開発機構 (OECD) が 1970 年代から主に化学品貿易の非関税障壁を未然防止する視点から制度・仕組みの国際調和の必要性を重視して取り組んできて、1992 年の国連環境開発会議 (UNCED) における人類の行動計画であるアジェンダ 21 の第 19 章に結実しました (星川他, 2007a)。それに該当する最も典型的な法制は、2007 年 6 月に施行された欧州連合 (EU) の REACH (化学物質の登録、評価、認可、制限) 規則であり、REACH 規則の前文には WSSD2020 年目標の達成および SAICM の遂行に寄与するよう REACH 規則を構成したことが明記されています (星川他, 2012)。</p> | <p>原案のとおりとします (理由)</p> <p>(無回答)</p> <p>本計画案については、広く国民の皆様からの御意見を募集するとともに、「化学物質と環境に関する政策対話」における様々な主体による意見交換を踏まえて作成しています。</p> <p>また、化学物質に関する総合的、統一的な法制度等のあり方の検討については、関係省庁が連携を図りながら化学物質関係法令を着実に施行するとともに、更にどのような課題があるのか諸外国の動向を踏まえつつ、様々な関係者と議論を行っていくことが重要と考えています。</p> <p>(無視)</p> <p>なお、第 1 回「化学物質と環境に関する政策対話」の議事録につきましては、環境省ホームページで公開しています。</p> <p>また、SAICM 関係省庁連絡会議につきましては、資料及び議事要旨については会合後に原則公表としている</p> |

| | | | |
|--|--|---|---------------------------|
| | | <p>コメント公募対象文書の本文には、目指すべき化学物質管理制度についての記述はありませんが、最近増田優氏が、国際的な潮流である化学物質総合管理法に係る国際的な活動の経緯や分散的に乱立する日本の規制法群に対する化学物質総合管理法の優位性に関して、「点の規制から面の管理へ」と題する意見を化学生物総合管理学会ホームページの「論議の輪」欄に投稿し、意見交換を呼びかけています（増田，2012；http://www.cbims.net/ronginowa.html）。増田氏の意見から国際的な動向および日本の実態との乖離を簡潔に論じた部分を示すと以下のとおりです。</p> <p>「国際社会は過去 40 年間、経済協力開発機構（OECD）や世界保健機関（WHO）、国際労働機関（ILO）、国連環境計画（UNEP）といった国連の専門機関などで論議を重ねつつ多くの事項に合意を形成してきた。そして 1992 年の国連環境開発会議（UNCED）において、労働安全衛生、消費者製品安全、環境保全、火災爆発防止などといった分野毎の違いや ILO、WHO、UNEP、OECD などといった組織毎の差異を乗り越えてそれらの活動を糾合し、包括的な化学物質の総合管理に関する行動計画としてアジェンダ 21 第 19 章に合意した。その後 2002 年の持続可能な発展に関する世界首脳会議（WSSD）でこの計画を強化し加速化することに合意し、それを受けて 2006 年に具体的な行動計画である国際化学物質管理戦略行動計画（SAICM）を策定し、今日その実現に向けて活動を展開している。こうした論議の過程の中で国際社会は、政府が特定の化学物質を指定して一律に規制するという考え方を止揚し、化学物質を取り扱う者がそれぞれの実態を踏まえて適切に管理するという考え方へと大きく方向転換した。政府による規制は限られた数少ない点、即ち指定化学物質や特定化学物質といった規制対象化学物質にしかその作用が及ばず、いわゆる隙間問題の発生は避け難い。その反省のもとに、万を超える化学物質が津々浦々で千差万別な目的のために多様な形で多彩な当事者によって取り扱われているという現実の社会の</p> | <p>ところでは。</p> <p>(無視)</p> |
|--|--|---|---------------------------|

| | | |
|--|---|--------------------------|
| | <p>実態を厳然たる事実として受け止めた上で、取りこぼしが起きないように面として捉えて全ての化学物質を管理していく道を選んだ。そして、評価管理手法や情報共有公開制度などを整えることにより、個々の当事者の管理能力を高め、ひいては社会全体の管理能力を高める道を歩み出した。それと同時に、労働安全衛生、消費者製品安全、環境保全、火災爆発防止といった分野を個々別々に扱ってきた歴史を改め、これらの分野を包括的に捉え一元的に管理していく化学物質の総合管理の考え方を確立した。労働安全衛生、消費者製品安全、環境保全、火災爆発防止といった分野毎に面を分割することは、隙間をもたらしかねない。全体を一つの面で覆って統一的に管理する総合管理により、新たな隙間問題を未然に回避する道に踏み出した。」</p> <p>増田氏の意見は一つの見方にすぎませんが、コメント公募対象文書の作成に携わってきた人々には増田氏の意見に同意しない人が多いのではないかと推測します。しかし、SAICM 国内実施計画の策定に参与しているそのような行政府の担当官、産業界、学界、民間団体、その他の関係者に欠落しているのは、日本を取り巻く各国の化学物質管理制度の現況がどのようなになっているか、SAICM に関する国際機関の活動はどのような方向を指向しているか、それらに対して日本はどのように行動すべきかについて十分な意見交換を行い、それによって関係者間に必要な共通認識を形成する手続きの重要性に対する認識です。そのような認識の欠落を裏付ける一つの証拠は、SAICM 関係省庁連絡会議を国民に非公開とし、「化学物質と環境に関する政策対話」の第1回会合の議事録をコメント公募の時点で公開していないことです。これらの非公開についてはいずれも正当な理由は見当たらず、コメント公募対象文書にこれらに関する記述を加えてパブリック・コメントの手続きをやり直す必要があります。</p> <p>仮に、「コメント公募対象文書は国内外に公開できる内容の国内実施計画ではない」という前述の指摘に留意してコメント公募対象文書を抜本的に見直す場合には、国際的な状況に関して関係者間の共通認識を形成する</p> | <p>(無視)</p> <p>(無回答)</p> |
|--|---|--------------------------|

| | | | |
|---|--|---|---|
| | | <p>討論の場を設置して臨むことおよび国民の立場で公正なパブリック・コメントになりうる新たなコメント公募対象文書を作成することを要請します>。</p> | <p>(無回答)</p> |
| 6 | <p>3頁上8行目～:「これを受け、我が国では平成18年に策定した第三次環境基本計画においてSAICMに沿って国際的な観点に立った化学物質管理を位置付けるとともに、政府内に関係省庁連絡会議を設置し、円滑な連絡調整を図りつつ、関係法令の改正等を通じた化学物質管理施策を推進するとともに、その考え方の普及に努めてきた・・・」</p> | <p>1) 「SAICMに沿って国際的な観点に立った化学物質管理に取り組むこと」の必要性は、日本にとってとりわけ重要です。しかし、そのような化学物質管理に関わる「国際協調的なく取組み」においても、また「国内的にみても化学物質」の主たる分野は労働安全衛生や消費者安全であり、そして国際的には火災爆発防止であって「環境保全の分野ではありません。しかるに、化学物質管理が僅かな比重でしかない「環境基本計画の分野だけに限定して閣議決定した政府の判断は、SAICMの理念やそれに関連する国際協調活動が目指している方向性に基本的に反しています」。言い換えると、「今回策定すべきSAICM国内実施計画は、環境保全に係る環境基本計画だけでなく、「労働安全衛生に係る労働災害防止計画、製品安全に係る消費者基本計画といった既存の行動計画における化学物質管理に係る取組みだけでなく、そのような行動計画に含まれない「その他の分野における化学物質管理に係る取組みをも包括して新たな国内実施計画と位置づけて策定すべきものです」。</p> <p>2) 「・・・SAICMに沿って国際的な観点に立った化学物質管理を位置付けるとともに、」という左記の記述は意味不明です。「SAICMに沿って国際的な観点に立った化学物質管理」とは具体的には何のことですか、それをどのようにどこに位置付けたのかを明確に記述する必要があります>。</p> <p>3) 「円滑な連絡調整を図りつつ、・・・その考え方の普及に努めてきた・・・」とありますが、化学物質審査規制法と化学物質(排出把握)管理促進法の改正に関してSAICM関係省庁連絡会議ではSAICMを受けてどのような新たな方向性を立てて調整の議論を行ったかを具体的に国民に伝え、それに基づく記述を加える必要があります>。</p> | <p>原案のとおりとします(理由) (無視)</p> <p>平成18年に閣議決定された第三次環境基本計画第二部第1章第5節3(4)において「SAICMに沿って、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組みます」と記載しています。また、平成22年に第三次環境基本計画の進捗状況の第4回点検結果として中央環境審議会から閣議報告された「第三次環境基本計画の進捗状況・今後の政策に向けた提言について」においては、SAICMに沿った化学物質管理の取組として、化学物質審査規制法及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。)の見直しを検討し、必要な措置を示すべきとされています。詳細については、「第三次環境基本計画の進捗状況・今後の政策に向けた提言について」を御参照ください。見直しについては、それぞれ中央環境審議会で検討されており、本計画第2章において、その概要を記載しています。</p> <p>(無回答)</p> <p>また、化学物質に関する総合的、統</p> |

| | | | |
|---|---|--|--|
| | | | <p>一的な法制度等のあり方の検討については、関係省庁が連携を図りながら化学物質関係法令を着実に施行するとともに、更にどのような課題があるのか諸外国の動向を踏まえつつ、様々な関係者と議論を行っていくことが重要と考えています。</p> |
| 7 | <p>3頁上 12 行目～： 「・・・市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体が参加する意見交換等の場である「化学物質と環境に関する政策対話」の議論を経て、」</p> | <p>1) <「化学物質と環境に関する政策対話」が3月27日に開催されたことは伝えられました。しかしその場において、SAICM 国内実施計画の策定に関してどのような議論が行われたかの情報が公表されていません。それを具体的に国民に伝え、それに基づく記述を加える必要があります>。 2) < この会合における厚生労働省の2件のパワーポイント資料には SAICM の言葉がありません。これらの資料について SAICM 国内実施計画との関連でどのような議論が行われたかを国民に具体的に伝え、それに基づく記述を加える必要があります>。 3) < 4頁下 14 行目～、同頁下 4 行目、同頁下 1 行目および5頁下 3 行目の該当する記述も上記の修文に合わせて修正する必要があります>。</p> <p>(議事録はパブコメ公募時点で未公開)</p> | <p>原案のとおりとします (無回答) (理由) 本国内実施計画(案)は、「化学物質と環境に関する政策対話」における議論の内容を踏まえて作成したものです。 また、本年3月に行われた第1回「化学物質と環境に関する政策対話」の御指摘の資料については、化学物質対策の現状と課題について関係省のメンバーから現時点での取組状況と課題について説明するために作成されたものです。これも踏まえ、その後の議事で、SAICM 国内実施計画の構成案や盛り込むべき事項について意見交換がありました。 なお、「化学物質と環境に関する政策対話」につきましては、会議、資料、議事録又は議事要旨を原則公開としており、これまでの議論の内容につきましては、環境省ホームページで公開しています。</p> |
| 8 | <p>3頁上 19 行目～： 「本国内実施計画は、環境分野につい</p> | <p>1) <「SAICM に沿って」SAICM 国内実施計画を策定する場合、最も肝心なことは SAICM の基本文書である OPS 第 22 項の規定に準拠することです>。言い換えると、SAICM 国内実施計画は「法令、ナショナル・プロファ</p> | <p>原案のとおりとします (無視) (理由) ← 包括的方針戦略第 2 2 パラグラフに</p> |

| | | | |
|---|--|--|--|
| | <p>ては・・・、またそれ以外の化学物質管理に関わる分野、例えば、労働安全衛生等の分野については、それぞれの政策で実施されている具体的な施策や今後の方向性を踏まえ作成したものであり、いわば包括的な化学物質管理にかかる今後の実施計画と位置づけられるものである。」</p> | <p>イル、行動計画、関係者のイニシアティブおよびギャップなどの既存の要件ならびに優先順位、必要性および状況を適宜考慮し、関連する関係者が参加して策定する」(私訳) 必要があります。</p> <p>2) <しかるに、「労働安全衛生等の分野については、それぞれの政策で実施されている具体的な施策や今後の方向性を踏まえ作成したもの・・・、という策定方法は、上記の OPS 第 22 項の規定を全く無視するものです。その論拠をコメント公募対象文書に加える必要があります>。</p> <p>3) <SAICM に沿った SAICM 国内実施計画は、本来、環境以外の全ての分野も含めて OPS 第 22 項の規定に則して包括的に検討し、その結果に基づいて包括的な実施計画として新たに策定する必要があります。そういう手続きや内容のないコメント公募対象文書のような実施計画は「包括的な化学物質管理に係る今後の実施計画」の名に値するものでなく、不適格です>。</p> | <p>においては、「SAICM国内実施計画は、関連した関係者の参加により、適切な場合には、既存の法令、ナショナル・プロフィール、行動計画、関係者のイニシアティブと格差、優先順位、必要性と状況を考慮し策定することができる。」とされています。</p> <p>(無回答)</p> <p>本国内実施計画の対象範囲については、SAICMの対象範囲と同様の範囲を扱うこととしており、様々な関係者が参加する意見交換等の場である「化学物質と環境に関する政策対話」における議論の結果を反映したものです。</p> |
| 9 | <p>4 頁上 4 行目～：「SAICM の採択を受けて、平成 18 年 4 月に・・・「SAICM に沿って、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組むべきこと」とするとともに、同月に、内閣府、・・・および環境省から構成される関係省庁連絡会議を設置し、SAICM に沿った国の化学物質管理施策の推進に際し、</p> | <p>1) <SAICM に沿った国の化学物質管理施策の推進のために設置された SAICM 関係省庁連絡会議が国民に非公開であることは、SAICM の理念に反する不適切な措置です。行政関係者は認識を抜本的に改める必要があります>。</p> <p>2) <SAICM 国内実施計画の策定に関与している行政府の担当官、産業界、学界、民間団体、その他の関係者に欠落しているのは、日本を取り巻く各国の化学物質管理制度の現況がどのようになっているか、SAICM に関する国際機関の活動はどのような方向を指向しているか、それらに対して日本はどのように行動すべきかについて十分な意見交換を行い、それによって関係者間に対策の検討に必要な共通認識を形成する手続きの重要性に対する認識です。そのような認識の欠落を裏付ける一つの証拠は、SAICM 関係省庁連絡会議を国民に非公開とし、「化学物質と環境に関する政策対話」の議事録をコメント公募時点で公開していないことです。これらの非公開についてはいずれも正当な理由は見当たらず、コメント公募対象文書にこれらに関する記述を加えてパブリック・コメント手続きを設</p> | <p>原案のとおりとします</p> <p>(理由)</p> <p>(無回答)</p> <p>第 1 回「化学物質と環境に関する政策対話」の議事録につきましては、環境省ホームページで公開しています。</p> <p>また、SAICM関係省庁連絡会議につきましては、資料及び議事要旨については会合後に原則公表としているところです。</p> |

| | | | |
|----|--|---|---|
| | 関係省庁間の連絡調整の円滑化を図っている。」 | 直し直す必要があります>。 | |
| 10 | 4頁上 10行目～：「SAICMに沿った我が国のこれまでの主な取組みとしては、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律・・・の見直し（平成23年度全面施行）等を行った。」 | <p>1) <化学物質審査規制法および化学物質(排出把握)管理促進法の改正は、実質的には「SAICMに沿った取組み」に該当するものではありません。WSSDの2020年目標の達成という看板を形式的に掲げていますが、それらの見直しの視点とSAICMのOPSやGPAとの関連性を具体的に検討した形跡はありません。少なくとも、それらの見直しが現行法の定期的な見直しの一環として行われたことを明記しておく必要があります>。</p> <p>2) <12頁上 18行目の化学物質審査規制法および化学物質(排出把握)管理促進法の改正に関する「SAICMに沿った我が国のこれまでの取組み」についても、同様にその名に値しないので、修正する必要があります>。</p> <p>3) <本文書において「SAICMに沿った我が国のこれまでの取組み」はきわめて重要であります。化学物質審査規制法と化学物質排出把握管理促進法の改正以外のそのような取組みを「・・・等」で一括して処理するのは不適切です。SAICM国内実施計画を策定する前に行っていたと判断されるSAICMに沿った取組みは全て個別に明示する必要があります>。</p> <p>(安衛法、毒劇法、その他にもあるはず)</p> | <p>原案のとおりとします。(理由) (無回答)</p> <p>平成22年に第三次環境基本計画の進捗状況の第4回点検結果として中央環境審議会から閣議報告された「第三次環境基本計画の進捗状況・今後の政策に向けた提言について」においては、SAICMに沿った化学物質管理の取組として、化審法及び化管法の見直しを検討し、必要な措置を示すべきとされています。</p> <p>その他のSAICMに沿った化学物質管理の取組としては、アジア太平洋地域におけるSAICM実施について主導的な役割の実践、J-CHECKの拡充等、子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）が示されており、これらの取組については、本計画の第2章に記載しています。</p> |
| 11 | 4頁下 11行目～：「SAICM国内実施計画の策定は、SAICMに沿った化学物質管理施策に係る関係省庁の連携に資するとともに、我が国の取組状況を国 | <p>1) <SAICM国内実施計画策定の第一の意義が「関係省庁の連携に資すること」にあるというSAICM関係省庁連絡会議の認識は、OPSが規定するSAICMの必要性や目的を全く無視するものです。<政府部内で連携して仕事をするのは当たり前で、その上でSAICMの命題に対して国として何を実現するかが応えるべき事項であり、任務です>。</p> <p>2) <「SAICMに沿った」国内実施計画策定の目的は、OPSに規定される①リスク削減、②知識・情報、③統治、④管理能力強化および⑤不法な国際交易の視点から体系的かつ包括的に現状分析を行い、改善すべき課題を包括的</p> | <p>本国内実施計画の目的については第1章1.に示していますが、御指摘を踏まえ、より明確にする観点から、第1章1.4ページ第5段落に以下のとおり追記します。(無回答)</p> <p>「(略)SAICM関係省庁連絡会議は、WSSD2020年目標の達成に向け</p> |

| | | | |
|----|--|---|---|
| | 内外の関係者に示し、関係者の取組みを確実に実施する上で有益であるとの認識の下、」 | <p>に実行して社会の管理能力を強化し全体として WSSD2020 年目標の達成に寄与することです>。</p> <p>3) <それゆえ、「関係省庁の連携に資する」ことを第一義とするような目的を取り違えた SAICM 国内実施計画を「国内外の関係者に示すこと」は、日本の関係者の無理解さ・不誠実さを内外に自ら露呈する愚かな行為であり、国際的に失笑を買うものです。それゆえ、策定手続きの構築から根本的に改めて仕切り直す必要があります>。</p> | <p>た我が国の今後の戦略を示す SAICM 国内実施計画の策定作業を進め、今般、本国内実施計画を取りまとめた。」</p> <p>(無回答)</p> |
| 12 | <p>4 頁下 5 行目～：「SAICM 関係省庁連絡会議は、包括的方針戦略の第 22 パラグラフを踏まえ、(1)関係者の参加を確保するとともに、(2)国内における既存の関連計画について考慮することとした。」</p> | <p>1) <「SAICM 関係省庁連絡会議は、・・・関連計画について考慮することにした。」という行政の一方的な判断は、その適切性や妥当性を裏付ける論拠を国民に伝え、それに基づく記述を加える必要があります>。</p> <p>2) <OPS 第 22 項の規定は「法令、ナショナル・プロフィール、行動計画、関係者のイニシアティブおよびギャップなどの既存の要件ならびに優先順位、必要性および状況を適宜考慮する(私訊)」となっています。その中から既存の「行動計画」だけを取り上げることに関し>、とりわけナショナル・プロフィールなど他の事項を取り上げない論拠を国民に伝え、<それに基づく記述を加える必要があります>。</p> <p>(日本のナショナル・プロフィールは未完成の不適合文書)</p> | <p>原案のとおりとします。(無回答)</p> <p>(理由)</p> <p>包括的方針戦略第 22 パラグラフでは「SAICM 国内実施計画は、関連した関係者の参加により、適切な場合には、(中略) 必要性和状況を考慮し策定することができる。」とされているため、関係者の参加を確保するとともに、必要性を考慮し、国内における既存の関連計画について考慮することしました。</p> <p>なお、本国内実施計画は、我が国の既存の法令、化学物質の管理に係るナショナル・プロフィール等を踏まえつつ、作成しています。</p> |
| 14 | 5 頁下 1 行目～：「第四次環境基本計画では扱われていない範囲(例：労働安全衛生、家庭用品の安全対策、シックハウス(室内空気汚染)対策)については、」 | <p>1) <SAICM 国内実施計画においては第四次環境基本計画では扱われていない範囲」を一部の例示だけに留める記述は不適切です。<農薬の場合を含めて、全ての該当する分野・取組みを明記し、それらの費用対効果を考慮して優先順位を検討する必要があります>。</p> | <p>原案のとおりとします(無回答)</p> <p>(理由)</p> <p>本計画案の対象範囲については、SAICM の対象範囲と同様の範囲を扱うこととしており、様々な関係者が参加する意見交換等の場である「化学物質と環境に関する政策対話」における議論の結果を反映したものです。具体的な分野・取組については、第 3 章を御参照ください</p> |

| | | | |
|----|---|--|--|
| 16 | 8頁上4行目:「詳細は付属資料3を参照」について | <p>1) < 30 頁の付属資料3の頭書きには「化学物質の管理に係るナショナル・プロフィール（平成 15 年 10 月）を元に作成」とあります。そしてコメント公募対象文書の参考資料によると、このナショナル・プロフィールは SAICM 基本文書の GPA が最初に規定する、国内実施計画に記載すべき課題を設定するためのナショナル・プロフィールであることになっています>。</p> <p>2) <しかし>これに関して2つの誤りがあります。一つは<平成 15 年に公表されたナショナル・プロフィールは「ギャップを特定し、実施課題に優先順位付けをするための化学物質管理の現状分析を全く行っていない」ため、GPA が規定するナショナル・プロフィールに相当するものではありません>（星川他, 2005a, 2005b, 2006a）。</p> <p>3) <二つ目>の誤りは、「法令、ナショナル・プロフィール、行動計画、関係者のイニシアティブおよびギャップなどの既存の要件ならびに優先順位、必要性および状況を適宜考慮する」という OPS 第 22 項の規定に対して、平成 15 年のナショナル・プロフィールに言及しないで既存の「行動計画」だけを考慮して行う実施計画の策定は、上記 1) の記述に照らして妥当性に欠けることとなります>。</p> <p>4) <SAICM 関係省庁連絡会議が実質的に「SAICM に沿った」化学物質管理施策の推進を目指すのであれば、関係者が実質的に参画する仕組みの下で「SAICM に沿った」ナショナル・プロフィールを策定し、それに基づいて国内実施計画を策定することが必須条件です。この観点からもコメント公募対象文書の文案を全面的に書き直す必要があります>。</p> | <p>い。</p> <p>付属資料は意見募集の対象ではありませんが、今後の施策の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>(無回答)</p> <p>(無回答)</p> |
| 21 | 12頁上14行目～: 「化学物質を幅広く取り扱う主な法律として、我が国では①化学物質審査規制法および②化学物質排出把握管理促進法が制定されてお | <p>1) <「化学物質の包括的な管理」とは、5頁下1行目の「SAICM の対象範囲のうち第四次環境基本計画では扱われていない範囲」をも含めた範囲を管理の対象とするのが国際的な慣例であります。<したがって一般環境経由の影響だけを対象とする法律やPRTR制度など特定の制度だけを対象とする法律を「包括的な管理」の法律に分類するのは基本的に誤りです。該当する記述は適正に修正する必要があります>。</p> <p>2) <しかし><これらの法律の運用において、法律に規定がないにも拘らず、現に「化学物質の包括的な管理」を行っているということであれば、そ</p> | <p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由) (無回答)</p> <p>御指摘の第2章2. においては、化学物質審査規制法及び化学物質排出把握管理促進法は、化学物質を幅広く取り扱う主な法律として記載しています。</p> <p>(基本的に認識の誤り)</p> |

| | | | |
|----|--|--|---|
| | <p>り、・・・化学物質の包括的な管理を進めている。」</p> | <p>の運用を改める必要があります>。 3) <22 頁下 15 行目の「・・・から導入された包括的な化学物質管理制度・・・」の記述についても同様に修文する必要があります>。</p> <p>(基本的に認識の誤り)</p> | <p>また、14 ページに記載しているとおり、化学物質審査規制法、化学物質排出把握管理促進法に限らず、自主的取組手法、情報的手法、規制的手法等、様々な対策手法を組み合わせた包括的なアプローチによりリスク管理に取り組む必要があると考えており、本計画ではSAICMの対象範囲について主な取組を記載しています。</p> <p>なお、平成21年には化学物質審査規制法を改正し、包括的な化学物質管理制度の構築を目指し、既存化学物質を含めた全ての一般用途（工業用途）の化学物質を届出の対象としています。</p> |
| 22 | <p>12 頁の第 2 章第 2 項：化学物質の管理に係る取組状況と課題を（1）リスクの評価、（2）リスクの管理、（3）安全・安心の一層の確保および（4）国際的な課題への対応の観点から記述することについて</p> | <p>1) <「SAICM に沿った」国内実施計画の目的は>、意見 7.で指摘したように、<OPS に規定される①リスク削減、②知識・情報、③統治、④管理能力強化および⑤不法な国際取引の視点から体系的に現状分析を行い、現行の制度・仕組みや取組みに認められるギャップ、重複、非効率を改善する課題を包括的に優先順位付けし、それを計画的に実行して社会の管理能力を強化して WSSD2020 年目標の全体的な達成に寄与することです>。政府だけの取組みを部分的に取り上げて作成する程度の計画ではありません。<国を構成する全てのセクターの取組みを体系的に整理して記述する必要があります>。</p> <p>2) このことは<ナショナル・プロフィールにおいても同様であり、この点からも平成 15 年のナショナル・プロフィールがその名に値しない>ものであることは明白であります。</p> <p>3) それに対して、<SAICM 関係省庁連絡会議が設定した左記の観点の現状分析では、OPS が指向する社会の化学物質管理能力の向上を目指す現状分析は実施できません。OPS の視点を用いず、左記のような観点が社会の管理能力強化のために適切であると考えられる論拠>を国民に知らせ、それに基づく記</p> | <p>原案のとおりとします。(無回答)</p> <p>(理由)</p> <p>本計画のうち環境分野に係る記述は、平成24年に閣議決定された第四次環境基本計画を踏まえつつ、具体的な施策を盛り込んでいます。</p> <p>このため、第2章2.は、第四次環境基本計画の重点分野の一つである「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」の構成を参考に記述しています。</p> <p>(無視)</p> |

| | | | |
|----|---|---|---|
| | | 述くを加える必要があります>。 | |
| 23 | 12 頁下 14 行目～： 「また、平成 24 年には「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)」の導入を目的として安全データシート (SDS) 制度を改正した。」 | 1) SDS 制度は最近の改正で部分的に適正化されました。しかし<政府の GHS への対応は>これまで限定的で、<不十分なものです>。例えば、①< SDS 制度が労働安全衛生法、化学物質(排出把握)管理促進法および毒物劇物取締法に分散していること>を一本化せず、②<各種規制法における危険有害物質の指定基準を GHS に整合させること>もせず、しかも③国際協調活動で策定された GHS 文書に明示される<GHS 実施の期待効果を考慮していないため、事業者、消費者等の当事者に不利な状況を招いています>。 2) <それゆえ、SDS 制度が 3 つの法律に分散する非効率の解消や各種規制法の危険有害物指定基準の GHS への整合化は、SAICM 国内実施計画の中核的な実施課題に位置付けて取り組む必要があります> (星川他, 2006b)。 | 危険有害性情報の伝達については、本計画第 3 章 2. (4) において「有害性情報の表示等消費者への情報提供を含め、サプライチェーンにおける化学物質含有情報の伝達のための枠組みの整備や中小企業への支援等に取り組む」こととしており、また、御意見を踏まえ、第 3 章 2. (4) 26 ページ第 2 段落に以下の下線部を追記することとし、今後取組を進めていきます。 (無回答) |
| 24 | 13 頁上 1 行目～： 「新たに製造・輸入される一般用途(工業用)の化学物質については、化学物質審査規制法に基づき、事業者による届出を国が事前に審査し、必要に応じて規制措置を講じている。・・・」 | 1) <日本では新規化学物質および既存化学物質について、類似した届出・評価制度が労働安全衛生法に基づいて別個に行われている実態を記述しておく必要があります>。 2) <一方、消費者安全の分野、火災爆発防止の分野については、事前審査制度などの必要性について記述しておく必要があります>。 3) そして、<意見 13. の SDS 制度も含めて、重複する類似制度を統合して整理し、抜けた分野を埋めて、より効率的なハザード評価、曝露評価、リスク評価を一元的に行いうる包括的かつ効率的な制度・仕組みに改める必要があります。<そのような改善課題を SAICM 国内実施計画の中核に位置付けて実施計画案を作り直す必要があります>。 | 既存化学物質に関する労働安全衛生法のリスク評価については、第 3 章 2. (1) 13 ページ第 3 段落に記載しています。新規化学物質の状況については、以下の下線部を追記します。 (無回答) |

| | | | |
|---------------|--|--|---|
| | | | <p>ついて学識経験者から意見を聴取し、必要に応じ労働者の健康障害防止措置について指導を行っている。また、既存化学物質については、労働安全衛生法に基づく事業者からの有害物ばく露作業報告（以下略）」</p> <p>また、化学物質審査規制法については、第2章2.（1）13ページ第1段落に記載しています。火災爆発防止の分野については、例えば消防法において、危険物（火災危険性を有する物質）を貯蔵し、又は取り扱う場合の事前許可又は承認について規定されているところです。消費者安全の分野における事前審査制度などの必要性についての御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>化学物質に関する総合的、統一的な法制度等のあり方の検討については、関係省庁が連携を図りながら化学物質関係法令を着実に施行するとともに、更にものような課題があるのか諸外国の動向を踏まえつつ、様々な関係者と議論を行っていくことが重要と考えています。</p> |
| <p>回答案に未収</p> | <p>20 頁下7行目～： 「・・・SAICM を踏まえつつ、WSSD2020 年目標の達成に向けて、・・・との SAICM</p> | <p>1) 日本は法治国家です。化学物質のリスク管理のように、国民の安全を確保し国民が安心して生活できる社会の実現を目指すための社会システムおよびその運用体制は、法律で明確に規定するのが鉄則です。この鉄則を無視することは容認されません。</p> <p>2) ましてや、化学物質のように活発に国際取引される物品に係る安全管理制度は、諸外国に対して非関税障壁にならないよう配慮して国際的に整合した</p> | <p>← (意見全体の無視)</p> |

| | | | |
|---|---|---|--|
| 載 | <p>の考え方を踏まえ、…。その際には、様々な対策手法を組み合わせるとともに、また、関係府省の連携・協力と情報共有を一層強化・推進し、包括的な化学物質対策の確立と推進を図ることで、国民の安全を確保し、国民が安心して生活できる社会の実現を目指す。」</p> | <p>法律制度を整備する必要があります。これは産業界の国際競争力を維持するためにも必要です。</p> <p>3) また国内的には、社会の各当事者の役割と責務を明確にして情報共有を一層強化・推進し、包括的かつ実効的な化学物質対策の確立と推進を実現するためには、それを具体化する適切な管理法制を定め、その法制の中で関係省庁の役割と責務のあり方を具体的に規定する必要があります。</p> <p>4) 一方、現行の縦割り規制法の下にある関係省庁職員の本務は、所管する規制法の観点から判断することに限られます。従って通常の判断によれば、所管する法律に基づかない包括的な管理制度の下で日常的でない包括的な観点からの判断を適正に行いすることはあり得ません。</p> <p>5) それゆえ、21 頁から記述する政府が取り組む事項として、このような包括的な化学物質管理を実現しうる法律を創設することを SAICM 国内実施計画の第一に掲げる必要があります。</p> | |
|---|---|---|--|

参照資料：

1. OECD (1974), Recommendation of the Council on the Assessment of the Potential Environmental Effects of Chemicals. 14 November 1974 - C(74)215
2. UNITAR (1996), Preparing a National Profile to Assess the National Infrastructure for Management of Chemicals Guidance Document. 96D012
3. UNITAR (2007), Developing a Capacity Assessment for the Sound Management of Chemicals and National SAICM Implementation Guidance Document. April 2007
4. IFCS 各省庁連絡会議 (2003), 化学物質の管理に係るナショナル・プロフィール. 2003.10
5. 星川欣孝, 増田優 (2005a), 化学物質管理能力の抜本的強化構想 - 化学物質総合管理体系への枠組みの変革 - 化学生物総合管理, 1(2): 271-279, 2005.8
6. 星川欣孝, 増田優 (2005b), 「ナショナル／プロフィール」にみる化学物質管理適正化の緊急性. 日本リスク研究学会第 18 回研究発表会講演論文集, Vol.18, 171-176, Nov.12-14, 2005
7. 星川欣孝, 増田優 (2006a), 化学物質総合管理による能力強化策に関する研究 (その 1) - 「ナショナル・プロフィール」に基づく管理能力強化の緊急性 - . 化学生物総合管理, 2(1): 25-34, 2006.6

8. 星川欣孝, 増田優 (2006b), 化学物質総合管理による能力強化策に関する研究(その3) - ハザード分類と表示の世界調和は管理適正化の要 - . 化学生物総合管理, 2(2): 242-266, 2006.12
9. 星川欣孝, 増田優 (2006c), 化学物質総合管理による能力強化策に関する研究(その4) - 化学物質総合管理法制を実現するための方策 - . 化学生物総合管理, 2(2): 267-284, 2006.12
10. 星川欣孝, 増田優 (2007a), 第1部 化学物質総合管理の展開と日本の選択 - 法律体系と自主管理の行方 - , 化学物質を經營する 供給と管理の融合. 化学工業日報社, 2007.2
11. 星川欣孝, 増田優 (2007b), 日本の意見公募手続き制度に関する考察. 日本リスク研究学会第20回研究発表会講演論文集, Vol.20, 79-84, Nov.17-18, 2007
12. 星川欣孝, 増田優 (2007c), 化学物質総合管理による能力強化策に関する研究(その6) - 化学物質総合管理法の骨子案と今後の課題 - . 化学生物総合管理, 3(2): 117-144, 2007.12
13. 星川欣孝, 増田優 (2008a), 化学物質総合管理による能力強化策に関する研究(その7) - 実効的な市民参加には真の規制改革が不可欠 - . 化学生物総合管理, 4(1): 112-134, 2008.6
14. 星川欣孝, 増田優 (2008b), 化審法見直し・改正と政策評価制度等に関する考察(1) - 化審法等の見直し・改正の合規的なあり方 - . 日本リスク研究学会第21回年次大会講演論文集, Vol.21, 133-138, Nov.29-30, 2008
15. 星川欣孝, 増田優 (2009a), 化学物質総合管理による能力強化策に関する研究(その9) - 国権の最高機関の決議に応える要諦は国際合意の誠実な履行 - . 化学生物総合管理, 5(2): 152-172, 2009.12
16. 星川欣孝, 増田優 (2009b), 化学物質総合管理による能力強化策に関する研究(その10) - 化審法改正の問題点と国会附帯決議への対応の重点 - . 化学生物総合管理, 5(2): 173-191, 2009.12
17. 星川欣孝, 増田優 (2012), 化学物質総合管理による能力強化策に関する研究(その14) - REACH 規則にみる化学物質総合管理の情報共有公開システム - . 化学生物総合管理, 8(1): 4-26, 2012.6
18. 増田優 (2012), 点の規制から面の管理へ 急を要する指定化学物質の規制から包括的な総合管理への構造転換 - 読売新聞 2012年7月31日朝刊第14面掲載の論点によせて - .
19. 化学生物総合管理学会 春季討論集会参加者有志 (2012), アジア諸国に立遅れる日本に必要な化学物質総合管理法制の整備(緊急提言).